

第2次 群馬県交通安全教育

アクション・プログラム

令和3年4月

群馬県

目 次

第1	策定の基本的考え方	1
1	策定の背景	1
2	目的	1
3	位置づけ	1
4	課題	1
5	目標	2
6	計画期間	3
第2	特徴	4
1	参加・体験・実践型の教育手法の活用	4
2	社会情勢等に応じた交通安全教育	4
3	関係機関・団体との連携	4
第3	交通安全教育の内容	4
第4	具体的な施策	4

第1 策定の基本的な考え方

1 策定の背景

平成26年12月施行の群馬県交通安全条例に基づき、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施するとともに、群馬県の交通安全対策に関する決議により、交通安全教育のためのアクション・プログラムを作成することとされました。

群馬県の交通安全対策に関する決議（平成26年第3回定例県議会）

小・中・高校生に対する自転車運転のマナーアップを含めた交通安全教育のためのアクション・プログラム（行動計画）を、知事部局、教育委員会、警察本部の各関係部局で連携して作成のうえ推進すること。

2 目的

交通安全教育の実施により、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通安全に関する思想、知識及び態度を身に付け、生涯を通じて車社会で生きていく力を養い、悲惨な交通事故を限りなくゼロに近づけることを目的とします。

3 位置付け

- (1) 群馬県交通安全条例及び群馬県の交通安全対策に関する決議に基づき、幅広い年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を具体的実施するための計画として策定します。
- (2) アクション・プログラムは、国が定める交通安全基本計画、群馬県交通安全計画及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に沿って策定します。

4 課題

(1) 現状

本県では、人口10万人当たりの人身事故発生件数及び人口10万人当たりの自転車の関係する人身事故発生件数が全国ワースト上位となっています。

特に、高校生の通学時1万人当たりの自転車事故件数は、6年連続で全国ワースト1位となっています。

【群馬県の人口10万人当たりの人身事故発生件数の順位】

年	H26	H27	H28	H29	H30	R1
順位	5位	6位	6位	5位	4位	4位

(出典：群馬の交通事故統計)

【群馬県の人口10万人当たりの自転車の関係する人身事故発生件数の順位】

年	H26	H27	H28	H29	H30	R1
順位	4位	4位	7位	6位	2位	2位

(県警の事故統計を基に県が作成)

【高校生の通学时1万人当たりの自転車事故件数ランキング】

順位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1位	群馬県 97.7	群馬県 105.8	群馬県 92.0	群馬県 92.0	群馬県 117.6	群馬県 109.1
2位	静岡県 82.1	静岡県 73.8	静岡県 71.5	静岡県 79.3	静岡県 75.5	静岡県 75.0
3位	宮崎県 59.7	山形県 50.3	宮崎県 45.6	山梨県 41.6	山梨県 41.9	宮崎県 41.0
4位	佐賀県 53.7	香川県 49.7	香川県 42.0	香川県 39.7	宮崎県 41.8	山形県 37.8
5位	香川県 46.8	佐賀県 43.2	山形県 41.9	埼玉県 38.5	山形県 39.0	兵庫県 35.3

(出典：自転車の安全利用促進委員会)

(2) 群馬県交通安全教育アクション・プログラムの検証

平成27年度から令和2年度まで群馬県交通安全アクション・プログラムに基づいて交通安全教育を実施したところ、数値目標として掲げた「中学生の関係する自転車事故発生発生件数」については達成したものの、「高校生の関係する自転車事故発生件数」については達成することができませんでした。

よって、今後、高校生の自転車事故減少に着目し、新たな取組を実施していくこととします。

区分	令和2年目標値	令和2年実績値	達成状況
中学生の自転車事故発生件数	277件	158件	達成
高校生の自転車事故発生件数	482件	584件	未達成

5 目標

(1) 達成目標

計画の目的である「生涯を通じて車社会で生きていく力を養い、悲惨な交通事故を限りなくゼロに近づける」ため、各年齢層ごとの目標を設定しました。

① 未就学児

基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、歩行者として安全に道路を通行できるようにします。

② 小学生

基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、安全に自転車を利用して道路を通行したり、歩行者として安全に道路を通行できるようにします。

③ 中学生

自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得し、道路を通行する場合は思いやりをもって、他の人々の安全にも配慮できるようにします。

④ 高校生

自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として責任をもって行動することができるような社会人を育成します。

⑤ 大学生等、成人

特に、初心運転者や若者の運転者については、正しい運転の技能及び知識が定着しておらず、逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがあるため、安全運転に必要な技能及び知識の定着を図るようにします。

⑥ 高齢者

加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえ、歩行者として安全に道路を通行したり、自動車を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得できるようにします。

(2) 数値目標

関係機関及び団体が連携して達成目標に基づいた交通安全教育を推進し、群馬県交通安全計画における道路交通の安全に係る指標の達成を目指します。

第11次群馬県交通安全計画における道路交通の安全に係る指標

- ・ 交通人身事故発生件数
- ・ 自転車の関係する交通人身事故発生件数

令和元年比3割以上減少

(出典：第11次群馬県交通安全計画)

6 計画期間

第11次群馬県交通安全計画と合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、群馬県交通安全条例が改正された場合には、見直しを検討します。

第2 特徴

1 参加・体験・実践型の教育手法の活用

安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、特に中学校及び高等学校において、自転車を利用した参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用します。

2 社会情勢等に応じた交通安全教育

交通安全教育の具体的な内容については、地域における交通情勢や交通事故発生状況、道路交通に関する制度改正、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、社会情勢の変化に対応したものとします。

3 関係機関・団体との連携

交通安全教育を行う関係機関や団体は、交通安全教育に関する情報を交換し、相互に連携を図りながら交通安全教育を行います。

第3 交通安全教育の内容

別紙1「年齢層に応じた交通安全教育の内容について」のとおり

第4 具体的な施策

別紙2「群馬県交通安全教育アクション・プログラム全体計画」のとおり

(1) 未就学児

幼児交通安全教室【継続】

交通ルール、横断歩道の渡り方、信号機の正しい見方等について学ぶ交通安全教室を実施します。

(警察・交通安全協会)

(2) 小学生

① 共通

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【新規】

「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした群馬県交通安全条例改正の周知と改正に伴う各種施策を実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ 動画による自転車の交通事故防止に係る交通安全教育の実施【新規】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して、非接触によっても効果的な交通安全教育が実施できるよう、動画による交通安全教育を推進します。

(警察)

- ・ 自転車検定（ミニテスト）【新規】

自転車を安全に利用する上で必要な交通ルールを身につけさせるため、自転車ミニテストを実施します。

(警察)

- ・ 交通安全教育【継続】
関係機関と協力し、計画的に交通安全教育（指導）を実施します。
(教育委員会・警察)
- ・ 通学路マップ作り【継続】
児童の通学路を把握・共有し、通学時の交通事故を防止するため、通学路マップを作成します。
(教育委員会)
- ・ 学校安全研究協議会【継続】
交通安全に関する知識の習得や交通情勢の共有を図るため、教職員を対象にした学校安全研究協議会を開催します。
(教育委員会)
- ・ 通学路合同点検【継続】
児童が安全に安心して通学できるようにするため、通学路の合同点検を実施します。
(教育委員会)
- ・ 終業式における全学年を対象とした県下一斉交通安全講話【継続】
夏休み等児童の長期休暇期間中の交通事故を防止するため、終業式に交通安全講話を実施します。
(警察)

② 1・2年

- ・ 新入生への県下一斉交通安全講話【継続】
新入学児童を交通事故から守るため、新入学時における県下一斉の交通安全講話を行います。
(警察)
- ・ 新入生に対する交通安全チラシ及び安全傘の配布【継続】
新入生の交通安全に対する意識を高め、交通事故から守るため、交通安全チラシ及び安全傘を配布します。
(交通安全協会)

③ 3・4年

- ・ 自転車の乗り方教室【継続】
自転車を利用する機会が増える3・4年生児童を対象に自転車利用に関する基本的知識と技術の向上を図るため、自転車の乗り方教室を実施します。
(教育委員会)

④ 4・5・6年

- ・ 交通安全子供自転車大会【継続】
自転車競技を通じて、自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせるとともに、交通安全についての興味と関心を高めさせ、児童の交通事故を防

止するため、交通安全子供自転車大会を開催します。

(交通安全協会)

(3) 中学生

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【**新規**】
「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした群馬県交通安全条例改正の周知と改正に伴う各種施策を実施します。
(県・教育委員会・警察・交通安全協会)
- ・ 自転車販売店を通じた自転車事故防止啓発用チラシの配布活動【**新規**】
自転車通学を始める新入生の交通事故を防止するため、自転車販売店を通じて、新入生及び保護者に対して、自転車事故防止啓発用チラシを配布します。
(道管・警察)
- ・ 自転車検定（ミニテスト）【**新規**】
自転車を安全に利用する上で必要な交通ルールを身につけさせるため、自転車ミニテストを実施します。
(警察)
- ・ 交通安全教育【**継続**】
自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるための交通安全教育を実施します。
(警察)
- ・ 毎月15日の自転車マナーアップ運動【**継続**】
自転車のルールとマナーの周知徹底を図るため、毎月15日の「自転車マナーアップデー」において、自転車マナーアップ運動を実施します。
(道管・教育委員会・警察)
- ・ 自転車安全点検・整備【**継続**】
自転車を安全に利用することができるよう、自転車の点検と整備方法等について自転車安全整備士から指導を受けます。
(教育委員会)
- ・ 通学路危険マップ作り【**継続**】
生徒の通学路と危険箇所を把握・共有し、通学時の交通事故を防止するため、通学路危険マップを作成します。
(教育委員会)
- ・ 自転車マナーアップ強調月間【**継続**】
自転車のルールとマナーの向上を目指し、毎年5月に自転車マナーアップ協調月間として、集中的に取り組を行います。
(県・教育委員会・警察・交通安全協会)
- ・ 協力企業との連携による自転車の安全教室【**継続**】
自転車事故を防止するため、企業と連携して、参加・体験・実践型の自転車安全教室を実施します。

(教育委員会)

- ・ 自転車の乗り方教室【継続】
自転車利用に関する知識の普及と運転技術の向上を図るため、自転車の乗り方教室を実施します。

(教育委員会)

- ・ 学校安全研究協議会【継続】
交通安全に関する知識の習得や交通情勢の共有を図るため、教職員を対象にした学校安全研究協議会を開催します。

(4) 高校生

① 共通

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【新規】
「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした改正群馬県交通安全条例の周知と改正に伴う各種施策を実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ 高校生自転車交通安全動画コンテスト【新規】
高校生による動画作成を通じ、高校生自身が自転車の交通安全について考える機会とすることで交通安全意識の高揚を図るため、高校生自転車交通安全動画コンテストを実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ 自転車販売店を通じた自転車事故防止啓発用チラシの配布活動【新規】
自転車通学を始める新入生の交通事故を防止するため、自転車販売店を通じて、新入生及び保護者に対して、自転車事故防止啓発用チラシを配布します。

(県・警察)

- ・ ヘルメット着用の定着化【新規】
自転車利用時の重大事故を防止するため、ヘルメット着用モデル校を中心に、自転車を利用する全ての高校生に対するヘルメット着用の定着を図ります。

〈参考〉 ぐんま・県土整備プラン2020 指標

令和11年度末までに高校生の通学時自転車用ヘルメット着用率100パーセントを目指す。

(教育委員会)

- ・ 交通安全教育【継続】
二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するための交通安全教育を実施します。

(警察)

- ・ 自転車安全点検・整備【継続】
自転車を安全に利用することができるよう、自転車の点検と整備方法等について自転車安全整備士から指導を受けます。

(教育委員会)

- ・ スケアード・ストレイト教育技法による参加・体験型の自転車交通安全教室【継続】
 高校生の自転車事故を防止するため、スタントマンによる交通事故の再現により「ヒヤリハット」の体験をさせるスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を実施します。
 (道管・警察)
- ・ 二輪車マナーアップ講習会【継続】
 生徒に二輪車利用に関する知識の普及と技術の向上を図るため、二輪車マナーアップ講習会を実施します。
 (教育委員会)
- ・ 高校生サイクルサミット【継続】
 生徒の自転車利用に関する交通安全意識の高揚を図るとともに、自転車用ヘルメットの必要性及び安全性についての理解を促すため、高校生サイクルサミットを開催します。
 (教育委員会)
- ・ 交通安全指導者養成講習会【継続】
 生徒の自転車事故を防止するため、教職員を対象にした講習会を実施します。
 (教育委員会)
- ・ 高等学校等交通安全指導対策協議会【継続】
 交通安全に関する知識の習得や交通情勢の共有を図るため、教職員を対象にした学校安全研究協議会を開催します。
 (教育委員会)
- ・ 事故再現を取り入れた自転車安全指導研修会【継続】
 自転車の交通安全に関するより専門的な知識の習得を図るため、教職員を対象にした自転車安全指導研修会を開催します。
 (教育委員会)
- ・ 毎月15日の自転車マナーアップ運動【継続】
 自転車のルールとマナーの周知徹底を図るため、毎月15日の「自転車マナーアップデー」において、自転車マナーアップ運動を実施します。
 (県・教育委員会・警察・交通安全協会)
- ・ 自転車指導警告票の交付データを活用した交通安全教育・指導【継続】
 高校による効果的な交通安全教育を推進し高校生の自転車事故を防止するため、「高校生の自転車安全利用に関する協定」に基づき、自転車警告書による指導警告状況を各高校に情報提供します。
 (警察)
- ・ 自転車検定（ミニテスト）【継続】
 自転車を安全に利用する上で必要な交通ルールを身につけさせるため、自転車ミニテストを実施します。

(警察)

- ・ 交通安全巡回点検【継続】
通学時の交通ルールとマナー向上のため、教育委員会職員による各校への巡回点検を実施します。

(教育委員会)

② 1年生

- ・ 交通事故防止宣言【継続】
新入生の交通安全意識高揚を図るため、交通事故防止を宣言させる取組を行います。

(教育委員会)

- ・ 協力企業との連携による自転車の安全教室【継続】
自転車事故を防止するため、企業と連携して参加・体験・実践型の自転車の安全教室を実施します。

(教育委員会)

③ 3年生

- ・ プレ運転者交通安全教室【継続】
運転免許取得後の基本的な交通ルールの普及を図るため、プレ運転者交通安全教室を実施します。

(警察)

(5) 大学生等、成人

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【新規】
「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした群馬県交通安全条例改正の周知と改正に伴う各種施策を実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ グッドライダーミーティング（自動二輪車安全運転講習会）【継続】
二輪車の基本的な乗り方や安全に乗るためのテクニック等を習得させ、二輪車の交通事故を防止するため、グッドライダーミーティングを実施します。

(交通安全協会)

- ・ 二輪車指導員養成講習会【継続】
二輪車に関する交通安全教育を実施することができる指導者を育成するため、二輪車指導員養成講習会を開催します。

(交通安全協会)

- ・ 初心運転者に対する交通安全教室【継続】
初心運転者の交通事故を防止するため、大学、短期大学及び専門学校の入学時オリエンテーション等の場を活用した交通安全教室を実施します。

(警察)

- ・ 交通安全教育【継続】

運転免許取得前、取得後に応じた技能及び知識を習得させるとともに、歩行者等に対しては、一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再認識させるための交通安全教育を実施します。

(警察)

(6) 高齢者

- ・ 群馬県交通安全条例一部改正の周知と改正に伴う施策の推進【新規】

「自転車保険の加入義務化」及び「乗車用ヘルメット着用の努力義務化」を内容とした群馬県交通安全条例改正の周知と改正に伴う各種施策を実施します。

(県・教育委員会・警察・交通安全協会)

- ・ 高齢者宅個別訪問による靴用反射シールの直接貼付活動【新規】

薄暮・夜間・早朝における歩行中の交通事故を防止するため、一度貼付すれば外出時、必ず着用することとなる靴用反射シールの直接貼付活動を推進します。

(県・警察)

- ・ 高齢運転者ミーティング（高齢運転者の参加・体験・実践型安全教育）【新規】

高齢運転者の交通事故を防止するため、他機関と連携して先進安全自動車の体験乗車や運転適性検査等を取り入れた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

(警察)

- ・ 動画による高齢者交通安全教育【新規】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して、非接触によっても効果的な交通安全教育が実施できるよう、動画による交通安全教育を推進します。

(警察)

- ・ 交通安全教育【継続】

加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動に及ぼす影響について理解させるとともに、歩行中、自転車利用中、自動車運転中に安全に道路を通行することができるようにするための交通安全教育を実施します。

(警察)

- ・ 75歳以上の高齢者宅個別訪問による交通安全教育【継続】

交通事故の加害者にも被害者にもなることが多い75歳以上の高齢者宅に個別に訪問して、交通安全教育を行います。

(警察)

- ・ 交通安全高齢者自転車大会【継続】

自転車競技を通じて、自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせるとともに、交通安全についての意識を高揚させ、高齢者の交通事故を防止するため、交通安全高齢者自転車大会を開催します。

(交通安全協会)